

「ときチャレ」

宇部市ときわ公園実証フィールド活用事業

募集案内

(令和4年度実施事業)

1 事業の趣旨

宇部市では、市民共有の財産である“ときわ公園”において、多くの人々の技術や叡智を結集して、次世代を担う若者たちがより一層楽しみ、そして魅力的で発信力のある公園となるよう、ビジネス創出等の新しい革新的な取組にチャレンジします。

このチャレンジに向け、令和3年9月に、「ときわ公園チャレンジ（愛称：ときチャレ）オープンハッカソン」を開催し、「次世代技術」、「自動運転」、「ときわ湖（水上・水中）」、「資源循環」、「キャンプ場」、「広報・PR」の6つのテーマに関する課題等について、市民や関係団体の皆様と共に考え、多様な解決策に結び付くアイデアをいただきました。

これらのアイデアを踏まえ、市内外の事業者等が、ときわ公園をフィールドとして、イノベーションや新たなビジネス創出に向けた実証提案や実証事業等を行う『ときわ公園チャレンジ（ときチャレ）』を募集します。

そして、採択された事業について、市が実証フィールドの提供等、伴走型で支援することで、次代を担う新たな産業の創出を促進していきます。

2 事業の概要

本市のときわ公園を実証フィールドとして、地域課題の解決及び豊かな市民生活の実現を図るとともに、ビジネス創出などにつながる実証提案や先端技術等を活用した実証事業等を全国から募集します。本事業に選定された事業は、実証フィールドの提供、実証事業の必要経費の補助等の支援を伴走型で行います。

ただし、本募集は、令和4年度予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、予算成立前に募集の手続きを行うものです。今後、支援内容等が変更になることもありますので、あらかじめご了承ください。

3 募集内容

(1) 募集対象

ときわ公園を実証フィールドとして活用し、宇部市が示す応募テーマに取り組むものであること。

下記①～②のいずれかの要件を満たす実証提案または実証事業とします。

- ① 本市における地域課題解決や豊かな市民生活の実現につながること
- ② 本市の産業振興に資すること

(2) 募集テーマ

下記①～⑦とします。詳細については、市ウェブサイトに掲載している「募集テーマ」の各ページをご確認ください。

【宇部市公式ウェブサイト】

https://www.city.ube.yamaguchi.jp/boshu/boshuu_shigoto/1013964/index.html

- ① 次世代技術
- ② モビリティ
- ③ 常盤湖の新たな活用
- ④ 資源循環
- ⑤ キャンプ場
- ⑥ 新たな情報発信
- ⑦ 未来に向けて（自由提案）

(3) 応募資格

下記①～⑤の全ての要件を満たす者（以下、「事業者」という。）とします。

- ①上記テーマを自ら実施できること。
- ②法人格を有すること。個人の場合は、事業実施までに、法人格を有する企業、研究機関、団体等との共同事業体とすること。なお、事業者所在地は問いません。
- ③実証の成果が出た場合は、宇部市で事業を展開する計画であること。
- ④市区町村税に滞納が無いこと。
- ⑤暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

4 実証事業の期間

令和4年4月1日（金）から最長 令和5年2月28日（火）まで

※年度がまたがる実証事業については、年度毎の審査が必要になります。

5 支援内容

採択された実証事業は、必要に応じて以下の伴走支援を行います。

- ①ときわ公園等の実証フィールドの提供
- ②実証事業の必要経費に対する補助
（選定後、令和4年度に実施予定の補助金交付に申請する必要があります。）

実証事業等の経費等が適当と認められる場合、最大 100 万円(補助率 10/10)を交付します。)

③山口大学や宇部工業高等専門学校等と連携した支援

※別紙 1「近隣施設紹介」をご確認ください。

④山口県産業技術センター等の開放機器利用料支援(予算の範囲内で上限あり)

⑤実証事業に係る地元調整

⑥実証モニター等の募集支援

⑦実証事業の PR 支援

⑧知財戦略に関する支援

⑨規制・制約緩和の検討

※別紙 2「ときわ公園に関する規制・制約等一覧」をご確認ください。

⑩その他本市が必要と判断した支援

6 スケジュール

令和 3 年 11 月 18 日(木) 募集開始

令和 3 年 12 月 3 日(金) 質問締切

令和 3 年 12 月 9 日(木) 質問に対する回答

令和 3 年 12 月 10 日(金) 参加表明締切

令和 3 年 12 月 24 日(金) 応募締切

令和 4 年 1 月中旬(予定) 一次審査(書類審査)

令和 4 年 1 月下旬(予定) 一次審査通過者に対する個別相談会

令和 4 年 2 月中旬(予定) 二次審査(プレゼンテーションによる選考、採択事業者の決定)

令和 4 年 4 月以降 採択された事業者等は、補助金申請等手続き後、実証事業を実施。
実証事業完了日又は令和 5 年 2 月 28 日のいずれか早い期日までに
実績報告書を提出(検査後、補助金交付)。

※各種スケジュールは変更となる可能性があります。

変更となった場合は電子メール等により随時通知します。

(1) 質問及び回答

本事業について質問がある場合には、令和 3 年 12 月 3 日(金) 17 時までに、市ウェブサイトに掲載している様式にて質問書を作成の上、「9 問合せ先及び提出先」へ電子メール(件名:「ときチャレンジ質問」)にて提出してください。

※ 質問書は日本語のみ受け付けます。

※ 質問に対する回答は、令和 3 年 12 月 9 日(木)までに、市ウェブサイト順次掲載します。

ただし、質問が無い場合又は質問内容が軽微である場合は市ウェブサイトに掲載せず、電話等による個別回答とします。なお、質問のあった事業者名は公表しません。

(2) 参加表明及び辞退

① 参加表明

本事業に参加する場合には、令和3年12月10日（金）17時までに、市ウェブサイトに掲載している様式にて参加表明書を作成の上、「9 問合せ先及び提出先」へ電子メール（件名：「ときチャレ参加表明」）にて提出してください。

※ 参加表明書は日本語のみ受け付けます。

② 参加辞退

①の参加表明をしたのち、参加を辞退する場合は、市ウェブサイトに掲載している様式にて参加辞退届を作成の上、「9 問合せ先及び提出先」へ電子メール（件名：「ときチャレ参加辞退」）にて提出してください。

※ 参加辞退届は日本語のみ受け付けます。

(3) 応募

市ウェブサイトに掲載している様式にて事業提案書を作成の上、令和3年12月24日（金）17時までに「9 問い合わせ先及び提出先」へ電子メール（件名：「ときチャレ応募」）にて提出してください。

※事業提案について、該当するテーマが複数ある場合も、提出する事業提案書は1件として作成してください。なお、事業提案書の表紙（1枚目）に該当するテーマを全て記載してください。

※ 事業提案書は日本語のみ受け付けます。

※ 提出いただいた事業提案書は返却しません。

※ 採択された事業の情報や実証事業実施時の写真・動画等について、宇部市が広報活動に利用させて頂く場合があります。ご承諾いただける方のみ、ご応募をお願いします。

※ メール容量が1通あたり10MBを超える場合はデータを分割して送信してください。

(4) 審査

① 一次審査（書類）

一次審査は書類のみで行います。ただし、審査を行うにあたり、事務局より個別に内容の確認を行う場合があります。

② 二次審査（公開プレゼンテーション）

書類審査を通過した事業等を対象に審査会を行います。審査は主に、事業等のプレゼンテーション及びそれに対する質疑応答を行い、採択します。

一次審査及び二次審査の審査基準は、別表「選考基準表」のとおりです。

※本公募は、宇部市において実証事業を行う意義や宇部市での事業化への影響等を評価します。
新技術等実証制度(規制のサンドボックス)等の各種規制緩和に係る制度を利用し、実証を行
う予定であるものも含まれます。

(5) 採択後

採択された実証事業は、令和4年度の補助金交付要綱に申請していただき、交付額を決定します。
1件あたり上限100万円の補助を行う予定です。ただし、当該予算は確定していないため、これを
確約するものではありません。

採択された事業者等は、調整が済み次第、市民や関係者を対象にした実証説明会を行った上で実証
事業を実施します。

令和4年10月頃に進捗状況を市民や関係者に周知する発表会を予定しています。

実証事業完了日又は令和5年2月28日のいずれか早い期日までに、実証内容や実施状況を確認で
きる記録等の資料を用いて実績報告書を提出してください。検査の上、補助金を交付します。

7 実証事業の内容変更または中止等

実証事業の内容変更または中止の場合は、速やかに市に連絡してください。

8 その他

- ① 実証の成果として得られた特許等は、実証事業者に帰属します。
- ② 採択事業について情報発信を行う場合やメディアから取材を受けた場合等については、必ず「宇部
市ときわ公園実証フィールド活用事業の支援を受け実施している旨」を説明してください。
- ③ 二次審査（プレゼン発表会）での発表や採択後の提案概要は、宇部市公式ウェブサイト等で公開し
ます。

9 問合せ先及び提出先

宇部市商工水産部成長産業創出課 担当：弘中、奥嶋

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

電話番号 0836-34-8531（直通） FAX番号 0836-22-6041

E-mail sss@city.ube.yamaguchi.jp